

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2017-518655
(P2017-518655A)

(43) 公表日 平成29年7月6日(2017.7.6)

| (51) Int.Cl. | F I | テーマコード (参考) |
|------------------------|-----------------|-------------|
| HO4N 5/765 (2006.01) | HO4N 5/91 L | 5B084 |
| HO4N 21/4788 (2011.01) | HO4N 21/4788 | 5C053 |
| GO6F 13/00 (2006.01) | GO6F 13/00 560A | 5C164 |

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 15 頁)

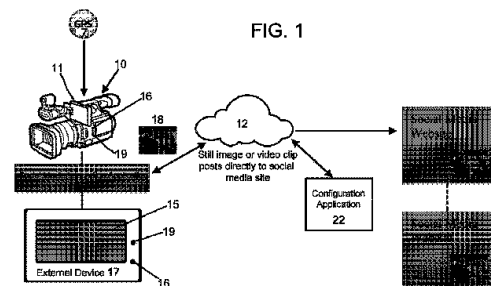
(21) 出願番号 特願2016-558374 (P2016-558374)
 (86) (22) 出願日 平成27年3月25日 (2015. 3. 25)
 (85) 翻訳文提出日 平成28年11月17日 (2016. 11. 17)
 (86) 国際出願番号 PCT/US2015/022438
 (87) 国際公開番号 W02015/148634
 (87) 国際公開日 平成27年10月1日 (2015. 10. 1)
 (31) 優先権主張番号 61/971, 255
 (32) 優先日 平成26年3月27日 (2014. 3. 27)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)
 (31) 優先権主張番号 14/666, 486
 (32) 優先日 平成27年3月24日 (2015. 3. 24)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)

(71) 出願人 508244289
 ティ・ヴィ・ユー・ネットワークス・コー
 ポレイション
 TVU Networks Corpora
 tion
 アメリカ合衆国カリフォルニア州9404
 3、マウンテン・ビュー、マウド・アベニ
 ュー857
 (74) 代理人 100096725
 弁理士 堀 明▲ひこ▼
 (74) 代理人 100171697
 弁理士 原口 尚子
 (72) 発明者 シェン、ポール
 アメリカ合衆国カリフォルニア州9406
 2、ウッドサイド、バック・コート30
 最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ソーシャルメディアにおいて、ビデオコンテンツを瞬時に共有するための方法、装置及びシステム

(57) 【要約】

ビデオコンテンツの記録中に、ソーシャルメディアのウェブサイト画像又はビデオクリップを瞬時に掲載するための方法、装置、及びシステムが提供される。ビデオキャプチャデバイスが、ビデオコンテンツを記録するために設けられる。ソーシャルメディア統合アプリケーションが、ビデオキャプチャデバイスに関連付けられる。ビデオコンテンツの記録中での静止画像又はビデオクリップの選択は、ワンタッチプロセスを介して可能である。静止画像又はビデオクリップが、ネットワークを介して1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに直接転送され、掲載されるか、又はウェブブラウザインターフェースを介して1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに転送され、掲載されるかの少なくとも一方であるように、選択された静止画像又はビデオクリップは、ソーシャルメディア統合アプリケーションにより処理される。



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ビデオコンテンツの記録中に、画像又はビデオクリップをソーシャルメディアのウェブサイトと同時に掲載するための方法であって、

ビデオキャプチャデバイスを与えることと、

前記ビデオキャプチャデバイスに関連したソーシャルメディア統合アプリケーションを与えることと、

ワンタッチプロセスを介して、ビデオコンテンツの記録中に静止画像又はビデオクリップの選択を可能にすることと、

前記選択された静止画像又はビデオクリップが、ネットワークを介して1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに直接転送され、掲載されるか、又はウェブブラウザインターフェースを介して1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに転送され、掲載されるかの少なくとも一方であるように、前記選択された静止画像又はビデオクリップを、前記ソーシャルメディア統合アプリケーションにより処理することと、

を含む方法。

【請求項 2】

前記ビデオキャプチャデバイス上のプッシュボタン、前記ビデオキャプチャデバイスのビデオディスプレイスクリーン上のタッチスクリーンボタン又はスワイプ、前記ビデオキャプチャデバイスと通信する外部デバイス上のプッシュボタン、前記外部デバイスのビデオディスプレイ上のプッシュボタン、前記外部デバイスのビデオディスプレイスクリーン上のタッチスクリーンボタン又はスワイプ、前記ビデオキャプチャデバイスのデバイスシェイク、及び前記外部デバイスのデバイスシェイクの1つにより、前記ワンタッチプロセスが実行可能となる、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

さらに、前記ビデオキャプチャデバイスの前記ビデオディスプレイスクリーン上又は前記外部デバイスの前記ビデオディスプレイスクリーン上で、前記記録されたビデオコンテンツの再生の中、前記静止画像又はビデオクリップの選択を可能にすることを含む、請求項 2 に記載の方法。

【請求項 4】

前記ソーシャルメディア統合アプリケーションが、前記ビデオキャプチャデバイス、前記ビデオキャプチャデバイスと通信する外部デバイス、又は前記ウェブブラウザインターフェースの1つ上で実行される、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記ビデオキャプチャデバイスはインターネットの使用が可能になっており、前記ビデオキャプチャデバイスが、前記インターネットを介して、前記1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイト又は前記ウェブブラウザインターフェースの少なくとも一方に、前記選択された静止画像又はビデオクリップを転送するように、ソーシャルメディアアプリケーションは前記ビデオキャプチャデバイス上で実行される、請求項 4 に記載の方法。

【請求項 6】

前記外部デバイスはインターネットの使用が可能になっており、前記外部デバイスが、前記インターネットを介して、前記1つ以上の事前選択のソーシャルメディアのウェブサイト又は前記ウェブブラウザインターフェースの少なくとも一方に、前記選択された静止画像又はビデオクリップを転送するように、前記ソーシャルメディア統合アプリケーションは外部デバイス上で実行される、請求項 4 に記載の方法。

【請求項 7】

前記ビデオコンテンツとともにメタデータを記録することと、

前記1つ以上の事前選択のソーシャルメディアのウェブサイト又は前記ウェブブラウザインターフェースの少なくとも一方に、前記静止画像又はビデオクリップと共に前記メタ

10

20

30

40

50

データを転送することと
をさらに含み、

ここで、前記メタデータは、前記ビデオキャプチャデバイスの地理的位置情報、前記記録の日時情報、イベントのタイトル、所有者情報、著作権情報、画像サイズ情報、ビデオクリップのサイズ又は長さ情報、ビデオフォーマット、又は前記ビデオキャプチャデバイスのユーザによって事前定義され又は動的に記録された付加的なメタデータ情報の少なくとも1つを含み、前記付加的なメタデータ情報は、割り当て名、地理的位置、カメラマン名、レポーター名、カメラクルー名、アシスタント名、生産者名、ストーリーのタイトル、主題の参照、プログラム名、及びユーザのコメントの少なくとも1つを含む、請求項1に記載の方法。

10

【請求項8】

複数の静止画像又はビデオクリップの少なくとも1つが、前記ウェブブラウザインターフェースに与えられ、前記複数の静止画像又はビデオクリップの少なくとも1つは、前記メタデータ情報又は前記付加的なメタデータ情報を使用して、前記ウェブブラウザインターフェースを介して検索可能である、請求項7に記載の方法。

【請求項9】

前記ビデオクリップの長さが、前記ワンタッチプロセスの時間長又は事前選択の時間長の1つに対応する、請求項1に記載の方法。

【請求項10】

前記ソーシャルメディア統合アプリケーション及び前記ワンタッチプロセスを設定するための構成アプリケーションを与えることを、更に含む、請求項1に記載の方法。

20

【請求項11】

前記構成アプリケーションは、前記ワンタッチプロセスを介して選択されたビデオクリップの長さ、前記画像又はビデオクリップのいずれかの記録、1つ以上のソーシャルメディアのウェブサイトの事前選択、及び前記画像又はビデオクリップに付随するコメント及びメッセージの少なくとも1つの作成の設定の少なくとも1つを可能にする、請求項10に記載の方法。

【請求項12】

前記構成アプリケーションが、前記ビデオキャプチャデバイス、前記ビデオキャプチャデバイスと通信する外部デバイス、又は前記ウェブブラウザインターフェースの1つ上で実行される、請求項10に記載の方法。

30

【請求項13】

前記ウェブブラウザインターフェースが、前記ビデオキャプチャデバイス又は前記ビデオキャプチャデバイスに関連した外部デバイスの1つと通信する、インターネットの使用が可能なデバイス上で実行される、請求項1に記載の方法。

【請求項14】

静止画像又はビデオクリップの選択のための前記ワンクリックプロセスを設定するためのスイッチが設けられ、該スイッチは、前記ビデオキャプチャデバイス又は前記ビデオキャプチャデバイスと通信する外部デバイスの1つに配置される、請求項1に記載の方法。

【請求項15】

前記ビデオキャプチャデバイスが、ビデオカメラ、ニュースカメラ、ビデオカメラ（カムコー）、テレビカメラ、ムービーカメラ、携帯型電子デバイス、タブレットコンピュータ、スマートフォン、IP又はウェブカメラ、スマートウォッチ、スマート眼鏡及び携帯型スポーツビデオカメラの1つを含む、請求項1に記載の方法。

40

【請求項16】

前記ウェブブラウザインターフェースが、テレビ制作施設コンピュータ、ニュースルームコンピュータ、モバイルニュースの生産設備コンピュータ、携帯用電子機器、タブレットコンピュータ、スマートフォン、スマートウォッチ、スマート眼鏡などの1つ上で実行される、請求項1に記載の方法。

【請求項17】

50

前記選択された静止画像又はビデオクリップが、クラウドベースのストレージに記憶され、前記ウェブブラウザインターフェースを介してアクセス可能である、請求項1に記載の方法。

【請求項18】

前記ウェブブラウザインターフェースは、前記1つ以上のソーシャルメディアのウェブサイトの事前選択を可能にし、前記1つ以上のソーシャルメディアのウェブサイトに前記静止画像又はビデオクリップを掲載する前に、前記クラウドベースのストレージに記憶された前記選択された静止画像又はビデオクリップをプレビューすることを可能にする、請求項17に記載の方法。

【請求項19】

前記ビデオキャプチャデバイスは、記録中、静止画像又はビデオクリップの少なくとも1つを定期的に記憶すること、前記ウェブブラウザインターフェースによりクラウドベースのストレージに、前記静止画像又はビデオクリップの少なくとも1つを定期的に転送すること、又は前記1つ以上のソーシャルメディアのウェブサイトに、前記静止画像又はビデオクリップを定期的に転送することの少なくとも1つで設定されている、請求項1に記載の方法。

【請求項20】

ビデオコンテンツの記録中に、ソーシャルメディアのウェブサイトに画像又はビデオクリップを瞬時に掲載するためのシステムであって、

ビデオキャプチャデバイスと、

ワンタッチプロセスを介して、ビデオコンテンツの記録中に、静止画像又はビデオクリップの選択を可能にする、前記ビデオキャプチャデバイスに関連したユーザインターフェースと、

前記静止画像又はビデオクリップが、ネットワークを介して1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに直接転送され、掲載されるか、又はウェブブラウザインターフェースを介して1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに転送され、掲載されるかの少なくとも一方であるように、前記選択された静止画像又はビデオクリップを処理するための、前記ビデオキャプチャデバイスに関連したソーシャルメディア統合アプリケーションと、を含むシステム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本出願は、2014年3月27日に出願の米国仮出願番号61/971255号（ここに、全ての目的のために組み込まれ、一部を構成する）に基づくものである。

【0002】

本発明は、ビデオ記録/伝送及びソーシャルメディアの分野に関する。より具体的には、本発明は、ソーシャルメディアのウェブサイトでビデオコンテンツの記録中、ビデオコンテンツ（記録されたビデオからの静止画又はビデオクリップ）を瞬時に共有することにより、ライブビデオを伝送又は記録している間、ソーシャルメディアの活動に加わる方法、装置及びシステムに関する。

【0003】

ソーシャルメディアは、ウェブダーリンとして始まったが、今や人々の日常生活の社会構造に浸透している。テレビ放送業界は注目しており、ソーシャルメディアはテレビ番組制作やニュース配信の重要な一部となっている。具体的には、ソーシャルメディアは、ニュース、スポーツ、主要なイベント、エンターテインメントなどを含むライブテレビの制作において、大きな影響を与えている。視聴者が、自分の情報を取得するために自ら選択して時間や場所について、多くの選択肢をもっている場合、従来のテレビ放送局は視聴者の注目を集めるべく競争力を維持するために、自らの到達範囲を拡大しなければならない。

【0004】

ソーシャルメディアは、スタジオで制作スタッフ（例えば、アンカー、ニュースディレクター、割り当てデスクマネージャ、プロデューサ、ソーシャルメディアデスク・マネージャなど）、又は現場のスタッフ（制作クルー、リポーター/オンエアタレント、カメラマン、技術クルー、現場プロデューサなど）が、Twitter、Facebook、Google +などの一般的なソーシャルメディアアプリケーションを使用して視聴者と通信できるようにする。ライブのテレビ番組制作の間、視聴者と直接通信することにより、ニュース速報記事といったイベントを見ることができるよう、特定の番組に直ちに視聴者を誘導することが可能である。

【発明の概要】

10

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

課題は、多くの場合、現場のテレビ番組制作スタッフが自分の通常のプロセスの統合された部分として、効率的かつ簡単にソーシャルメディアに寄与する方法を決定することである。リポーターやオンエアのタレントは、ほとんどライブのストーリー/ライブショットのための情報を提示するか、収集に専念し、カメラクルーは、イベントをキャプチャすることに集中し、技術スタッフは複雑な装置の操作を任務とする。

【0006】

フィールドカメラの操作者又はフィールドカメラの操作に関連した分野の人たちが、選択された画像又はビデオクリップを、記録されたビデオコンテンツから1つ以上のソーシャルメディアアウトレットに瞬時に掲載（ポスティング）できるようにすることには、利点がある。ボタンを単純に押すことで、画像又はビデオクリップを瞬時に掲載できることには利点がある。また、フィールドカメラから離れた制作要員が、現場で記憶されたビデオコンテンツから画像又はビデオクリップを受信し、確認できること、又はこのような画像又はビデオクリップを、選択されたソーシャルメディアアウトレットに瞬時に掲載できることには利点がある。

20

【0007】

本発明の方法、装置、及びシステムは上記及び他の利点を提供する。

【課題を解決するための手段】

【0008】

30

本発明は、ビデオコンテンツの記録中に、ソーシャルメディアのウェブサイトに画像又はビデオクリップを掲載するための方法、装置、及びシステムを提供する。

【0009】

ビデオコンテンツの記録中にソーシャルメディアのウェブサイトへ画像又はビデオクリップを掲載するための方法の一実施例において、ビデオキャプチャデバイスが与えられる。ソーシャルメディア統合アプリケーションが、ビデオキャプチャデバイスに関連付けられる。ビデオコンテンツの記録中の静止画又はビデオクリップの選択は、ワンタッチプロセスを介して行える。選択された静止画像又はビデオクリップは、つぎに、静止画像又はビデオクリップが、ネットワーク（例えばインターネット）を介して1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに転送され、掲載されるか、又はウェブブラウザインターフェースを介して1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに転送され、掲載されるかの少なくとも一方であるように、ソーシャルメディア統合アプリケーションによって処理される。

40

【0010】

ビデオキャプチャデバイス上のプッシュボタン、ビデオキャプチャデバイスのビデオディスプレイスクリーン上のタッチスクリーンボタン又はスワイプ、ビデオキャプチャデバイスと通信する外部デバイス上のプッシュボタン、外部デバイスのビデオディスプレイスクリーン上のタッチスクリーンボタン又はスワイプ、ビデオキャプチャデバイスのデバイスシェイク、及び外部デバイスのデバイスシェイクの1つにより、ワンタッチプロセスは可能となる。

50

【0011】

本方法はさらに、ビデオキャプチャデバイスのビデオディスプレイスクリーン上又は外部デバイスのビデオディスプレイスクリーン上に、記録されたビデオコンテンツの再生中に、静止画像又はビデオクリップの選択を可能にすることを含む。

【0012】

ソーシャルメディア統合アプリケーションは、ビデオキャプチャデバイス、ビデオキャプチャデバイスと通信する外部デバイス、又はウェブブラウザインターフェースの1つ上で実行されてよい。

【0013】

一実施例では、ビデオキャプチャデバイスはインターネットの利用が可能であって、ソーシャルメディア統合アプリケーションは、ビデオキャプチャデバイスが、インターネットを介して、1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイト又はウェブブラウザインターフェースの少なくとも一方に、選択された静止画像又はビデオクリップを転送するように、ビデオキャプチャデバイス上で実行される。

10

【0014】

さらなる例示的な実施形態では、外部デバイスはインターネットの使用が可能であり、ソーシャルメディア統合アプリケーションは、外部デバイスが、インターネットを介して、1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイト又はウェブブラウザインターフェースの少なくとも一方に、選択された静止画像又はビデオクリップを転送するように、外部デバイス上で実行される。

20

【0015】

本方法は、さらに、ビデオコンテンツとともにメタデータを記録することと、1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイト又はウェブブラウザインターフェースの少なくとも一方に、静止画像又はビデオクリップとともにメタデータを転送することとを含んでよい。メタデータは、ビデオキャプチャデバイスの地理的位置情報、記録の日時情報、イベントタイトル、所有者情報、著作権情報、画像サイズ情報、ビデオクリップのサイズ又は長さ情報、ビデオフォーマット、又はビデオキャプチャデバイスのユーザによって事前定義又は動的に記録された付加的なメタデータの少なくとも1つを含んでよい。付加的なメタデータ情報は、割り当て名、地理的な位置、カメラマン名、レポーター名、カメラクルー名、アシスタント名、生産者名、ストーリーのタイトル、主題の参照、プログラム名、ユーザのコメントなどの少なくとも1つを含んでよい。

30

【0016】

静止画像又はビデオクリップのうちの少なくとも1つは、ウェブブラウザインターフェースに与えられてよい。

【0017】

静止画像又はビデオクリップの少なくとも1つは、メタデータ情報又は付加的なメタデータ情報を使用して、ウェブブラウザインターフェースを介して検索することができる。

【0018】

ビデオクリップの長さは、ワンタッチプロセスのタッチ時間の長さ又は事前選択された時間の長さに対応することができる。

40

【0019】

構成アプリケーションが、ソーシャルメディア統合アプリケーション及びワンタッチプロセスを設定するために提供され得る。構成アプリケーションは、ワンタッチプロセスを介して選択されたビデオクリップの長さの設定、画像又はビデオクリップのいずれかを記録、1つ以上のソーシャルメディアのウェブサイトの事前選択、少なくとも1つのコメントの作成、及び画像又はビデオクリップに付随するメッセージなどの少なくとも一方の作成の少なくとも1つを可能にすることができる。

【0020】

構成アプリケーションは、ビデオキャプチャデバイス、ビデオキャプチャデバイスと通信する外部デバイス、又はウェブブラウザインターフェース上で実行することができる。

50

【0021】

ウェブブラウザインターフェースは、ビデオキャプチャデバイス又はビデオキャプチャデバイスに関連した外部デバイスの1つと通信する、インターネットの使用が可能なデバイス上で実行されてよい。

【0022】

静止画像又はビデオクリップの選択のためのワンタッチプロセスを設定するために、スイッチが提供されてよい。スイッチは、ビデオキャプチャデバイス又はビデオキャプチャデバイスと通信する外部デバイスの1つに配置されてよい。

【0023】

ビデオキャプチャデバイスは、ビデオカメラ、ニュースカメラ、ビデオカメラ（カムコーダ）、テレビカメラ、ムービーカメラ、携帯型電子デバイス、タブレットコンピュータ、スマートフォン、IP又はウェブカメラ、スマートウォッチ、スマート眼鏡、ポータブルスポーツカメラなどの1つを含んでよい。

10

【0024】

ウェブブラウザインターフェースは、テレビ番組制作設備コンピュータ、ニュースルームコンピュータ、モバイルニュースの制作設備コンピュータ、携帯用電子機器、タブレットコンピュータ、スマートフォン、スマートウォッチ、スマート眼鏡などの1つ上で実施することができる。

【0025】

選択された画像又はビデオクリップは、クラウドベースのストレージに記憶され、ウェブブラウザインターフェースを介してアクセス可能である。ウェブブラウザインターフェースは、1つ以上のソーシャルメディアのウェブサイトの事前選択、及び1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに静止画像又はビデオクリップを掲載する前に、クラウドベースのストレージに記憶されている選択された静止画像又はビデオクリップをプレビューすることを可能にする。

20

【0026】

ビデオキャプチャデバイスは、以下の少なくとも1つのことをするように設定されてよい。記録中、静止画像又はビデオクリップの少なくとも1つを定期的に記憶すること。ウェブブラウザインターフェースによるアクセスのために静止画像又はビデオクリップの少なくとも1つを、クラウドベースのストレージへと定期的に転送すること。静止画像又はビデオクリップを1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに定期的に転送すること。

30

【0027】

本発明はまた、上述した装置及び方法に対応するシステムを含む。瞬時に動画コンテンツの記録中にソーシャルメディアのウェブサイトに画像又はビデオクリップを掲載するためのシステムの例示的な実施形態は、ビデオキャプチャデバイスと、ワンタッチプロセスを介して、ビデオのコンテンツの記録中に、静止画像又はビデオクリップの選択を可能にする、ビデオキャプチャデバイスに関連したユーザインターフェースと、静止画像又はビデオクリップが、ネットワークを介して、1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに直接転送されるか、ウェブブラウザインターフェースを介して、1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに転送され、掲載されるかの少なくとも一方であるように、選択された画像又はビデオクリップを処理するための、ビデオキャプチャデバイスに関連したソーシャルメディア統合アプリケーションと、を含む。

40

【0028】

本発明のシステム及び装置はまた、上述の方法の実施形態の様々な特徴を含むことができる。本発明は、以下の参照符号が同様の要素を表す添付図面に関連して下述される。

【図面の簡単な説明】

【0029】

【図1】図1は本発明の第1の実施形態のブロック図を示す。

【図2】図2は本発明の第2の実施形態のブロック図を示す。

50

【発明を実施するための形態】**【0030】**

以下の詳細な説明は、例示的な実施形態のみを提供するものであり、本発明の範囲、適用性又は構成を限定するものではない。例示的な実施形態の以下の詳細な説明は、むしろ、本発明の実施形態を実施することが可能な説明を当業者に提供するものである。様々な変更が、添付の特許請求の範囲に記載された本発明の思想及び範囲から逸脱することなく、要素の機能及び配置においてなされ得ることが理解されるべきある。

【0031】

本発明は、ソーシャルメディア上で記録と同時に瞬時にライブビデオコンテンツ（又はその選択部分）を共有するための方法、装置、及びシステムに関する。

10

【0032】

本発明では、ライブ高精細画質のビデオから画像又はビデオクリップを、ボタンを1回クリックすることで、瞬時にソーシャルメディア上で共有することができる。本発明は、ソーシャルメディアのウェブサイト又はその他のソーシャルメディアアプリケーションに迅速にアップロードするため、静止画像キャプチャとビデオキャプチャを組み合わせることにより、ソーシャルメディアに貢献するための簡単な方法を提供する。

【0033】

図1に示されているように、本発明の例示的な実施形態に従って、ビデオキャプチャデバイス10（例えば、フィールドカメラや以下に詳細に説明される他のタイプのビデオ記録デバイス）が、インターネットや携帯電話ネットワーク（又は他の広域ネットワーク又はローカルエリアネットワーク）のようなネットワーク12に接続される。ソーシャルメディア統合アプリケーション14は、ビデオキャプチャデバイス10に関連されている。記録されたビデオコンテンツからの静止画像又はビデオクリップ18の選択は、ビデオコンテンツの記録中に、ワンタッチプロセス（例えば、ボタン16又は下述の同様のワンタッチ作動デバイス）により可能である。次に、静止画像又はビデオクリップ18は、図2に示されているように、ネットワーク12を介して1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイト20で、直接転送され、掲載されるか、ウェブブラウザインターフェース24を介して一つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイト20で、転送され、掲載されるかの少なくとも一方であるように、選択された静止画像又はビデオクリップ18は、ソーシャルメディア統合アプリケーション14によって処理される。

20

30

【0034】

ビデオキャプチャデバイス10は、ソーシャルメディア統合アプリケーション14を実行し、ネットワーク12に接続するために必要なプロセッサ、メモリ及び他のハードウェアを含んでよい。

【0035】

代替的に、ビデオキャプチャデバイス10は、ビデオキャプチャデバイス10の近くの外部デバイス17に接続されてよい。このような実施例では、外部デバイス17は、ソーシャルメディア統合アプリケーション14を実行してよく、（以下で詳細に説明されるように）ワンタッチプロセスを可能にする。外部デバイス17は、有線又は無線接続を介して、ビデオキャプチャデバイス10に接続されてもよい。外部デバイス17は、例えば、タブレットコンピュータ、ラップトップ、スマートフォン、インターネット機器、スマートウォッチ、スマート眼鏡（例えば、Google Glass）、又は他のインターネットで有効になるデバイスを含んでもよい。

40

【0036】

ビデオキャプチャデバイス10上のプッシュボタン16、ビデオキャプチャデバイス10のビデオディスプレイスクリーン11上のタッチスクリーンインターフェース（例えば、タッチスクリーンボタン又はスワイプ）、ビデオキャプチャデバイス10と通信する外部デバイス17上のプッシュボタン16、ビデオキャプチャデバイス10のビデオディスプレイスクリーン15上のタッチスクリーンインターフェース（例えば、タッチスクリーンボタン又はスワイプ）、ビデオキャプチャデバイス10のデバイスシェーク、および外部

50

デバイス17のデバイスシェークの1つにより、ワンタッチプロセスは実行できる。本発明では、シングルタッチ、スワイプ又はシェークにより、現在録画中のビデオから（下述する関連したメタデータ情報とともに又はその情報なしで）静止画像又はビデオクリップ18をキャプチャでき、ソーシャルメディア統合アプリケーション18を介し静止画像又はビデオクリップを処理でき、静止画像又はビデオクリップ18を（その関連したメタデータとともに又はそれなしで）、ユーザが選択した1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに掲載できる。

【0037】

地理的位置情報が、ビデオキャプチャデバイス10又は外部デバイス17に関連したGPSデバイス7によって提供されてよい。GPSデバイス7は、ビデオキャプチャデバイス10又は外部デバイス17に組み込まれてよく、又はそこから離れていてもよい（例えば、ビデオキャプチャデバイス10又はネットワーク12を介して外部デバイス17によりアクセス可能）。

10

【0038】

当技術分野で知られているように、ビデオカメラは、ビデオスクリーン、及びカメラのメモリに常駐する記録されたコンテンツを再生する機能を含んでよい。同様の再生機能は外部デバイス17に設けることができる。そのようなカメラ及び外部デバイスと共に、同じ機能により、記録されたビデオコンテンツを掲載し、ビデオ画面上で再生することができ、その結果、ビデオスクリーン（例えば、キャプチャデバイス10のビデオディスプレイスクリーン11又は外部デバイス17のビデオディスプレイスクリーン15）で記憶されたコンテンツを再生する間、再生される記録されたコンテンツからの選択された画像又はビデオクリップ18が、ワンタッチプロセスを介して、1つ以上のソーシャルメディアのウェブサイト20へと（関連したメタデータを伴って又はともなわず）瞬時に掲載され得る。

20

【0039】

静止画像又は選択されたビデオクリップ18のいずれかが、ボタン16を押すことにより、ソーシャルメディア（ライブ記録又はローカル再生のいずれかの間）に掲載され得る。ビデオクリップの長さは、ワンタッチプロセスのタッチの時間の長さ又は事前選択された時間に対応できる。例えば、ボタン16（記録又はローカル再生の間）を押し続けることにより、ボタン16を保持する時間の長さに応答してビデオコンテンツからのビデオの掲載がもたされ得る。あるいは、ある長さをもつ静止画像又はビデオクリップ18のいずれかを（ボタン16を保持することなく）選択するためのボタンを設定するためにスイッチが提供されてもよい。

30

【0040】

ソーシャルメディア統合アプリケーション14は、ビデオキャプチャデバイス10、ビデオキャプチャデバイス10と通信する外部デバイス17、又はウェブブラウザインターフェース24のいずれかで実行されてよい。

【0041】

一実施例では、ビデオキャプチャデバイス10は、インターネットの使用を可能にすることができ、ソーシャルメディア統合アプリケーション14は、ビデオキャプチャデバイス10が、選択された静止画像又はビデオクリップ18を、インターネット（例えばネットワーク12）を介して、事前選択された1つ以上のソーシャルメディアのウェブサイト20又はウェブブラウザインターフェース24の少なくとも一方に転送するように、ビデオキャプチャデバイス10上で実行されてよい。

40

【0042】

さらなる実施例では、外部デバイス17はインターネットの使用が可能になっており、ソーシャルメディア統合アプリケーション14は、外部デバイス17が、選択された静止画像又はビデオクリップ18を、インターネット（例えばネットワーク12）を介して、事前選択された1つ以上のソーシャルメディアのウェブサイト20又はウェブブラウザインターフェース24の少なくとも一方に転送するように、外部デバイス17上で実行され

50

もよい。

【0043】

本方法は、さらに、ビデオコンテンツとともにメタデータを記録すること、及び事前選択された1つ以上のソーシャルメディアのウェブサイト20又はウェブブラウザインターフェース24の少なくとも一方に、静止画像又はビデオクリップ18とともにメタデータを転送することを含んでよい。メタデータは、ビデオキャプチャデバイス10の地理的位置情報、記録の日時情報、イベントタイトル、所有者情報、著作権情報、画像サイズ情報、ビデオクリップのサイズや長さ情報、ビデオフォーマット等、又はビデオキャプチャデバイス10のユーザによって事前定義され、又は動的に記録された付加的なメタデータの少なくとも1つを含んでよい。

10

【0044】

付加的なメタデータ情報は、ビデオキャプチャデバイス10のキーボードを介して、ビデオスクリーン11上のタッチスクリーンを介して、又は外部デバイス17を介して(例えばタッチスクリーン15又はキーボードを介して)、又は構成アプリケーション22を介して、ユーザによって入力することができる。付加的なメタデータ情報は、割り当て名、地理的な位置、カメラマン名、レポーター名、カメラクルー名、アシスタント名、生産者名、ストーリーのタイトル、主題の参照、プログラム名、ユーザのコメントなどの少なくとも1つを含むことができる。

【0045】

図2に示されているように、複数の静止画像又はビデオクリップ18の少なくとも1つが、ネットワーク12を介してウェブブラウザインターフェース24に提供されてよい。静止画像又はビデオクリップ18の少なくとも1つは、メタデータ情報又は追加のメタデータ情報を使用して、ウェブブラウザインターフェース24を介して検索することができる。

20

【0046】

構成アプリケーション22が、ソーシャルメディア統合アプリケーション14及びワンタッチプロセスを設定するために提供されてよい。構成アプリケーション22は、ワンタッチプロセスを介して選択されたビデオクリップ18の長さの設定、画像又はビデオクリップ18のいずれかの記録、1つ以上のソーシャルメディアのウェブサイトの事前の選択、及び画像又はビデオクリップ18に付随するコメント及びメッセージの少なくとも一方の作成の少なくとも1つを可能にすることができる。

30

【0047】

ソーシャルメディア統合アプリケーション14は、ソーシャルメディアアカウント/ウェブサイト20に、画像又はビデオクリップを掲載するように設定することができる。ソーシャルメディアのウェブサイト20にアクセスし、掲載するためのアカウント情報は、ビデオキャプチャデバイス10又は外部デバイス17と関連したユーザインターフェースを介して、又は構成アプリケーション22を介して、アプリケーション14に入力することができる。従って、ビデオキャプチャデバイス10のユーザ又は操作者は、選択された画像又はビデオクリップ18を、限定的ではないが、Facebook、Twitter、Instagram、YouTube(登録商標)、Flickr、Google+、LinkedIn、Pinterest、Tumblr、myspace、Reddit、Snapchat、Blogger、Vine、Pheed、Mobli、及び他の同様のソーシャルメディアのウェブサイト又は既存の若しくは画像若しくはビデオクリップを掲載できるように開発されたアプリケーションを含む、所望のソーシャルメディアのウェブサイト20に、動的かつ瞬時に掲載するために、ソーシャルメディアのウェブサイト20をセットアップすることができる。

40

【0048】

構成アプリケーション22は、ビデオキャプチャデバイス10、ビデオキャプチャデバイス10と通信する外部デバイス17、又はウェブブラウザインターフェース24の1つ上で、又はそこから離れた別のデバイス上で実行されてもよい。構成アプリケーション22は、限定的ではないが、コンピュータ、スマートフォン、タブレットコンピュータ、イ

50

ンターネット機器、スマートウォッチ、スマート眼鏡（例えば、Google Glass）等を含む、インターネット対応デバイスの任意のタイプで実行するように適合されてよい。

【0049】

ウェブブラウザインターフェース24は、ビデオキャプチャデバイス10又はビデオキャプチャデバイス10に関連した外部デバイス17の1つと通信するインターネット対応デバイス上で実行されてよい。

【0050】

静止画像又はビデオクリップ18の選択のためのワンタッチプロセスを設定するために、スイッチ19が設けられてよい。スイッチ19は、ビデオキャプチャデバイス10又はビデオキャプチャデバイス10と通信する外部デバイス17の一方に配置することができる。

10

【0051】

ビデオキャプチャデバイス10は、限定的ではないが、ビデオカメラ、ニュースカメラ、ビデオカメラ（カムコーダ）、テレビカメラ、ムービーカメラ、携帯型用電子デバイス、タブレットコンピュータ、スマートフォン、IP又はウェブカメラ、スマートウォッチ、スマート眼鏡（例えば、Google Glass）、携帯型スポーツビデオカメラ（例えば、GoProカメラ）などを含む、画像又はビデオキャプチャデバイスの任意のタイプのものを含んでよい。

【0052】

ウェブブラウザインターフェース24は、テレビ生産設備のコンピュータ、ニュースルームコンピュータ、モバイルニュース生産設備コンピュータ、携帯用電子機器、タブレットコンピュータ、スマートフォン、スマートウォッチ、スマート眼鏡（例えば、Google Glass）などの1つで実行することができる。

20

【0053】

図2は、ビデオキャプチャデバイス10が、静止画像又はキャプチャされたビデオのビデオクリップ18を、ネットワーク12を介して定期的かつ自動的に送信し、ウェブブラウザインターフェース24を介して、これらの画像又はビデオクリップ18へのリモートアクセスを提供する本発明のさらなる実施形態を示す。これらの画像又はビデオクリップ18は、所望のソーシャルメディアサイト20に瞬時にかつ簡単に掲載するためのウェブブラウザインターフェース24を介して表示して、選択することができる。

30

【0054】

図2に示されているように、選択された静止画像又はビデオクリップ18が、クラウドベースのストレージ26に記憶され、ウェブブラウザインターフェース24を介してアクセスされ得る。ウェブブラウザインターフェース24は、1つ以上のソーシャルメディアのウェブサイト20を事前に選択することができ、クラウドベースのストレージに記憶されている選択された静止画像又はビデオクリップ18を、1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアウェブサイト24上で静止画像又はビデオクリップ18を掲載する前に、プレビューすることができる。

【0055】

ビデオキャプチャデバイス10は、以下の少なくとも1つをできるように設定されてよい。記録中、静止画像又はビデオクリップ18の少なくとも1つを定期的に記憶すること。ウェブブラウザインターフェース24によるアクセスのために静止画像又はビデオクリップ18の少なくとも1つを、クラウドベースのストレージへと定期的に転送すること。静止画像又はビデオクリップ18を1つ以上の事前選択されたソーシャルメディアのウェブサイト20に定期的に転送すること。

40

【0056】

ウェブブラウザインターフェース24は、ニュースレポート又は他のライブのテレビ放送（例えば、ライブのスポーツ又は娯楽イベント）と通信して使用されるとき、例えば、生産施設又はニュースルームで、ビデオキャプチャデバイス10から離れて配置することができる。これは、製作クルーが、所望のソーシャルメディアアカウントを管理し、ライ

50

ブニュース放送に呼応して、所望のソーシャルメディアのウェブサイト20に画像（又はビデオクリップ）を掲載することを可能にする。

【0057】

図2の実施形態では、図1の実施形態に関連して述べたソーシャルメディア統合アプリケーション14が必要とされていない。代わりに、ビデオキャプチャデバイス10は、記録されたビデオコンテンツから静止画像又はビデオクリップ18を定期的に記憶するように構成されてよく、ビデオキャプチャデバイス10（又はそれに関連した外部デバイス17（TVUPack製品（TVUネットワーク株式会社））に接続するクラウドベースのアプリケーション26が、ビデオキャプチャデバイス10からの静止画像又はビデオクリップ18を定期的に得るように、画像又はビデオクリップをストレージ（クラウドベースのアプリケーション26の一部として実装され、又は他のアクセス可能なストレージ）に記憶するように、さらにそれらを、ウェブブラウザインターフェース24を介してアクセス可能にするように、構成されてよい。所望のソーシャルメディアのウェブサイト20の選択（又は事前選択）は、ウェブブラウザインターフェース24で行うことができる。

10

【0058】

代替的に、ビデオキャプチャデバイス10は、図1に関連して上述されたソーシャルメディア統合アプリケーション14を含むことができ、操作者によるワンタッチプロセスを介して、選択された画像又はビデオクリップ18は、クラウドベースのアプリケーション26に送信され、ウェブブラウザインターフェース24（ソーシャルメディアのウェブサイト20に直接ではなく）にアクセス可能にされる。このような実施例では、図2に示されているウェブブラウザインターフェース24は、図1に示され、上述されたウェブブラウザ構成アプリケーション22（又は構成アプリケーションは図1に示され、上述された図2の実施形態で別個に実施することができる）を含んでよい。この方法では、ビデオキャプチャデバイス10は、ソーシャルメディアのウェブサイト20に、直接ボタン16により、選択された画像又はビデオクリップ18を掲載するか、又はウェブブラウザインターフェース24に、画像又はビデオクリップ18を定期的に与えるように設定され、その結果遠くの操作者は、画像又はビデオクリップを選択でき、さらにそれらが掲載されるソーシャルメディアのウェブサイト20のいずれかを選択できる。

20

【0059】

ウェブブラウザインターフェース24は、操作者が、日時、地理的位置、イベント名により、画像又はビデオクリップとともにキャプチャされたメタデータを使用して、又は上記のように画像又はビデオクリップとともに提供される他のメタデータ情報を使用して、静止画像又はビデオクリップ18を検索できるように設定されてよい。

30

【0060】

本発明が、ニュース情報の普及に関連して本明細書で説明されているが、当業者であれば、本発明、特に図1の実施形態が個人的な使用のために使用されてもよいことを理解するであろう。例えば、本発明は、民生用ビデオカメラ、スマートフォン、タブレットコンピュータで実施することができ、その結果、ユーザがビデオを録画しているとき（例えば、ホームムービー、休暇ビデオ、ツアービデオ、又は他のイベントを記録しているとき）、静止画像又はビデオクリップは、ユーザの選択されたソーシャルメディアのウェブサイト20に掲載することができる。同様に、本発明はまた、当業者には明らかであるが、ニュース情報の普及に加えて他の商業用途に使用（限定的ではないが、ビジネスのための広告及びプロモーション目的など）に採用することができる。

40

【0061】

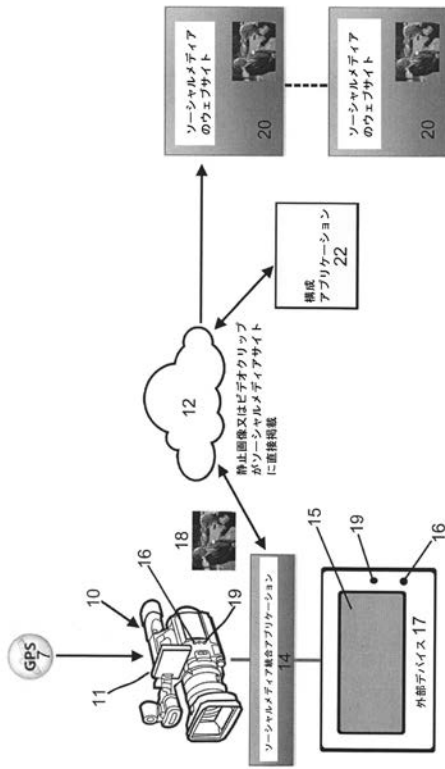
本発明は、選択されたソーシャルメディアのウェブサイトに、ライブ又は記録されたビデオコンテンツからの画像又はビデオクリップを瞬時にワンクリックで掲載するための有利な方法及び装置を提供することが理解されるべきである。

【0062】

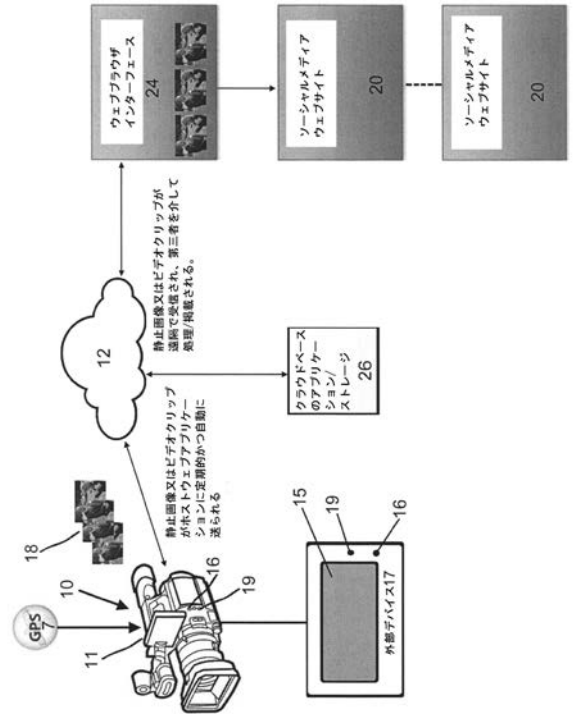
本発明が様々な例示の実施形態に関連して説明されているが、多くの修正及び適合が、特許請求の範囲に記載された本発明の思想及び範囲から逸脱することなくなし得る。

50

【 図 1 】



【 図 2 】



【 国際調査報告 】

| INTERNATIONAL SEARCH REPORT | | International application No. PCT/US15/22438 |
|--|--|--|
| A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER IPC(8) - G06Q 50/00; H04L 29/00; H04N 21/218 (2015.01) CPC - G06Q 50/01; H04L 65/60; H04N 21/2187 According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC | | |
| B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) IPC(8) - G06Q 50/00; H04L 29/00; H04N 21/218, 21/2743, 21/433, 21/4788 (2015.01) CPC - G06Q 50/01; H04L 65/60; H04N 21/2187, 21/2743, 21/4334, 21/4788 Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) PatSeer (US, EP, WO, JP, DE, GB, CN, FR, KR, ES, AU, IN, CA, INPADOC); ProQuest; IEEE/IEEEExplore; Google/Google Scholar; Keywords: video, movie, film, capture, record, share, post, social, media, concurrent | | |
| C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT | | |
| Category* | Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages | Relevant to claim No. |
| X | US 2014/0012895 A1 (2C CORP.) 09 January 2014; Abstract; Paragraphs [0015], [0016], [0021], [0034], [0041], [0047] | 1, 2, 4, 5, 7, 9-13, 15, 16, 20 |
| Y | | 3, 6, 8, 14, 17-19 |
| Y | US 2010/0122174 A1 (SNIBBE, S et al.) 13 May 2010; Paragraphs [0029], [0032], [0037] | 3 |
| Y | US 2012/0282914 A1 (ALEXANDER, L) 08 November 2012; Abstract; Paragraphs [0046], [0053], [0065] | 6 |
| Y | US 2013/0302005 A1 (YOUTOO TECHNOLOGIES, LLC) 14 November 2013; Paragraphs [0036], [0041], [0047] | 8 |
| Y | US 2012/0060177 A1 (STINSON, III, W et al.) 08 March 2012; Paragraphs [0046], [0047], [0076] | 14 |
| Y | US 2011/0311199 A1 (FAY, T et al.) 22 December 2011; Paragraphs [0026], [0040], [0041], [0063] | 17, 18 |
| Y | US 2011/0306326 A1 (REED, R et al.) 15 December 2011; Paragraphs [0037], [0051], [0062], [0063] | 19 |
| A | US 2013/0073623 A1 (NGUYEN, B et al.) 21 March 2013; Entire Document | 1-20 |
| A | US 2013/0268962 A1 (SNIDER, S et al.) 10 October 2013; Entire Document | 1-20 |
| <input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex. | | |
| * Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family | | |
| Date of the actual completion of the international search 9 June 2015 (09.06.2015) | | Date of mailing of the international search report 01 JUL 2015 |
| Name and mailing address of the ISA/ Mail Stop PCT, Attn: ISA/US, Commissioner for Patents P.O. Box 1450, Alexandria, Virginia 22313-1450 Facsimile No. 571-273-8300 | | Authorized officer Shane Thomas PCT Helpdesk: 571-272-4300 PCT OSP: 571-272-7774 |

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US

(特許庁注：以下のものは登録商標)

1. Google +
2. Blogger
3. Vine

(72)発明者 マクイーウェン、マシュー・リチャード

アメリカ合衆国カリフォルニア州 9 5 1 1 8、サンノゼ、ビーコン・レーン 3 3 9 4

(72)発明者 ヤオ、シーウェン

アメリカ合衆国カリフォルニア州 9 4 0 8 6、サニーベール、カーネロス・アベニュー 4 6 9

Fターム(参考) 5B084 AA05 AA12 AB06 BB01 CA07 DC03

5C053 LA01 LA11 LA14

5C164 SD11S TA08S UA43S UB36S UD41P